

発達障がい者支援ガイド

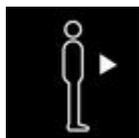
正しい理解と支援の手立て



大分県発達障がい者支援センター

E C O A L

Enterprising support center for developmental disorders



JIS:601005 前



JIS:101011 わたし



JIS:101012 あなた

これは、大分県で暮らす発達障がい者を支援するためのガイドブックです

はじめに

発達障がいのある人が保育・教育・医療や福祉サービスを受ける際には、ライフステージに応じて障がいの特性を理解した配慮が求められます。また、私たちは大分県内の自閉症専門機関として、対応が難しいとされる様々な事例に関わってきましたが、その中でいつも課題になったことは、ライフステージを見通した支援を提供することと、関係機関との支援ネットワークを構築することでした。

このガイドブックは、彼らが地域で安心して暮らせる社会を実現していくために、当事者やご家族、関係機関の方々からご協力いただいて、誰が見ても分かりやすいように支援情報をまとめたものです。

「イコール」には、「お互いを尊重し合い、社会的な支援の輪を広げていこう」という想いも込められています。この冊子が、大分県発達障がい者支援センターともども、多くの方々の発達障がいに対する理解や、地域生活の一助につながっていくことを願っています。



JIS:202007 同じ

本文中で使用している絵記号は、「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103)」に記載されている絵記号例です。詳しくは、<http://www.kyoyohin.org/JIS.html> をご覧ください。



JIS:204018 助ける



JIS:101013 友達

もくじ

1. 見てわかる、発達障がい早見表
2. 伝えることが苦手な、広汎性発達障がい（自閉症）
3. 誤解をしやすい、高機能自閉症・アスペルガー症候群
4. 注意・集中のコントロールが苦手な、
注意欠陥・多動性障がい（ADHD）
5. 得意と苦手が極端な、学習障がい（LD）
6. チャートでわかる、ライフステージ早見表
7. 物語で知る、ライフステージ・ストーリー
8. 疑問を持ったら、相談機関 一覧
9. 早期からが大切な、療育機関 一覧
10. 頼れる先輩、親の会 一覧
11. はじめの一步、療育手帳と自立支援給付の請求
12. 入って安心、保険の紹介
13. スーパーバイザーへの道
大分県発達障がい者療育専門員養成研修
14. 使うと便利、サポートBOOK
15. わたしの伝えたいこと、コミュニケーション支援ボード
16. 聞いて納得、本人発言
17. 開いてみよう、参考図書を紹介
18. 全国の発達障がい者支援センター 一覧（平成19年4月現在）
19. みんなのための、『発達障害者支援法』
20. イコールからのメッセージ

あなたは発達障がいに対する知識がありますか？



JIS:202001 はい



JIS:202002 いいえ



JIS:203013 もらう

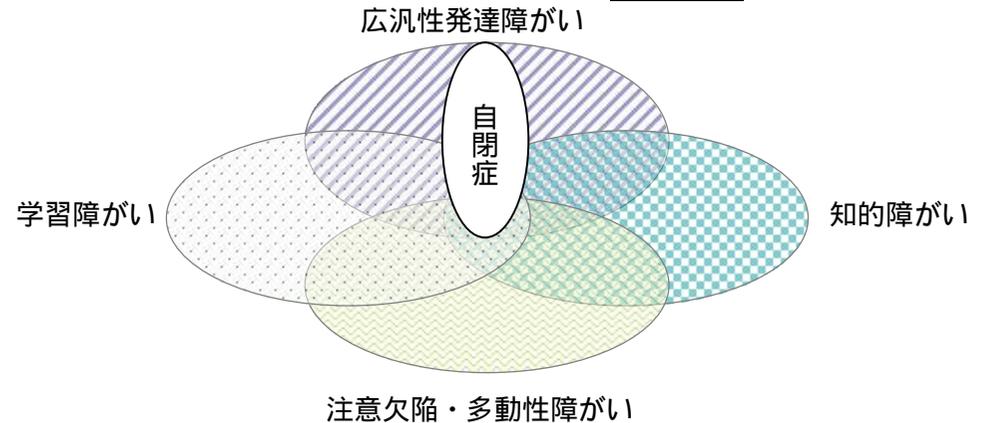


JIS:203012 あたえる

1. 見てわかる、発達障がい早見表



JIS:203003 見る



平成17年4月から施行された『発達障害者支援法』において、「発達障がい」とは、「自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）・注意欠陥・多動性障害（ADHD）その他のこれに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と位置づけられています。

各々の障がいによって症状は異なるのですが、それぞれが上図のように重なり合うこともあるため、1つの症状だけを呈していたり、重複した症状を持っていたり等、人によって様々です。また、人には個性もありますので、障がいで分けてしまうだけでなく、ひとりひとりに対しての個別的な配慮や対応を行うことが大切です。

原因についてはまだ解明されていませんが、親の育て方や虐待・愛情不足などによるものではありません。何らかの原因で脳の一部に機能障がいが生じたため、発達が遅れたり、偏りやすくなるのだらうと言われてい

2. 伝えることが苦手な、広汎性発達障がい(自閉症)

基本的な特徴



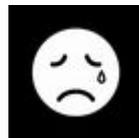
JIS:203001 聞く

社会性の障がい

人との関わりが苦手なため、なかなか視線が合わなかったり、表情や身振りが乏しかったりします。また、情緒的な交流も苦手としており、人と共感しにくかったり、周囲の期待にそぐわない振る舞いをしたりすることもあります。乳幼児期には、「抱っこを嫌がる」「聞こえているはずなのに、名前を呼んでも振り向かない」などといった特徴もみられます。



JIS:201002 幸せ



JIS:201003 悲しい

コミュニケーションの障がい

ことばが出にくかったり、遅れたりします。話しができて、「オウム返し(相手のことばをそのまま繰り返す)が多い」「一方的で会話が成立しにくい」「ことばの使い方が不自然である」などといった特徴がみられます。また、「感情表現が乏しい」「表現の仕方が偏りやすい」など、ことば以外のコミュニケーションにも発達の遅れがみられます。幼児期には、ひとり遊びが目立ち、「集団活動やごっこ遊びが苦手」といった特徴もみられます。

こだわり等の行動課題

活動や興味の範囲が極端にせまいため、手をひらひらさせたり、水遊びのような感覚的な行動に没頭しやすかったりなど、同じような活動を飽きることなく繰り返す様子が目立ちます。また、場所や時間、道順などの変更を嫌がって固執しようとしたり、周囲のわずかな変化にも不安や苦痛を感じやすい様子もみられます。



JIS:203016 手を洗う

具体的な悩み



JIS:203002 話す

言葉の遅れ

ことばの遅れが目立ってみられ、話せるようになっても、独特のイントネーションを持っていたり、反響言語(オウム返し)が多いなど、年齢に相応しくない、あるいは一般では使わない用語で話したりすることもあるため、周囲から誤解を受けることが少なくありません。また、住んでいる地方の方言を使わないなど、周囲からの影響も受けにくい様子が見られます。



JIS:204010 遊ぶ

対人関係を築きにくい

乳幼児期から「抱かれることを喜ばない」「名前を呼び掛けられても振り返らない」「相手と視線を合わせようとしない」などといった特徴がみられるため、周囲の人と共感的な関係が築きにくいようです。また、学童期や青年期以降も、人の気持ちの流れや行動の意図を読み取りにくいいため、周囲の人と協調した活動に参加しにくかったり、誤解を受けて孤立しやすい様子が見られます。



JIS:103002 目

アンバランスな感覚

人から触られることには過敏に反応して嫌がる反面、ケガの痛みには無反応な様子を見せるなど、アンバランスな感覚を有しているようにみられることがあります。また、日常では見過ごしやすい小さな物音や、普通の人では気にならない臭いに対して過敏に反応して嫌がる反面、一般の人には耐えがたいようなガラスや金属がすれ合う不快音にはケロッとしていたりもするため、周囲の理解が得られにくいようです。



JIS:103004 鼻



JIS:103005 口



JIS:103003 耳



JIS:204009 知っている

アンバランスな知的機能

発達検査などの結果をみると、各項目でバラツキが見られたり、社会性の部分が他に比べて極端に低かったりするようなアンバランスが目立ち、周囲の期待とギャップが生じやすいことがわかります。また、知的障がいの有無に関係なく、一部の機能や知識力が全体の能力と比べて不釣り合いに優れている人も少なくありません。たとえば、音楽や絵画・計算・パズルなどで人並み以上の能力を発揮したり、車や鉄道関係に深い知識を持っている人などがいます。



JIS:201006 面白い

集団活動や状況に合わせにくい

紐を目の前にかざして振ったり、その場でくるくるまわったり、上半身を前後にゆらしたりするような感覚世界に没頭しやすいため、周囲の状況に合わせた行動ができにくくなってしまいます。また、ミニカーやブロックなどを横一列に並べたり、水遊びを始めたりすると、なかなか止めることができなくなってしまい、周りが止めようとするとう癪をおこしたり、その場から動けなくなったりする様子がみられます。



JIS:201009 怖い

変化に対する不安や抵抗

ものを置く位置や歩く道順、着替えの手順や1日のスケジュールなど、決まっていることに強いこだわりを見せたり、日常の変化や変更に対して強い不安や抵抗を持ちやすかったりするため、社会生活をおくりにくくなってしまいがちです。



JIS:601001 昨日



JIS:601002 今日



JIS:601003 明日

対応・関わり

不安な刺激から守る

アンバランスな感覚を有しているために混乱してパニックになったり、危険を予知できにくいために事故に遭いやすかったりするため、本人にとって危険な物は遠ざけたり、不安になる事からは守るような配慮をしてください。

環境を構造化する

自閉症の人は「細部はよく見えるが、全体をとらえるのは苦手」「集団のなかでじっとすることが苦手」「時間の感覚がうまくつかめない」「活動の始まり方や終わりをイメージ出来にくい」などといった特性を抱えているため、安心して過ごせるように、見通しの持ちやすい環境を設定するようにしてください。こうした配慮のもとで、場所や予定の伝え方を工夫した状況を『環境を構造化する』とよびます。具体的には、スケジュールを本人に分かりやすく表示したり、コミュニケーション用具として写真や絵カードを使用したりしています。



JIS:204023 いつ?



JIS:204024 どこ?



JIS:204025 誰?



JIS:204026 なに?

心の通訳

話すことが苦手な人もいれば、話しができるけれども会話として成立しにくい人もいます。また、自分の興味がない問いかけには返答しなかったり、逆に興味関心の強いことであれば一方的に話し続けたりする様子がみられます。他にも、嫌なことを「いやだ」と言えずに手を出してしまったり、したいことを途中で止められると「キーン！！」と叫んだりすることもあるので、そんな時は、行為だけを指摘するのではなく「まだいっぱい伝えたいことがあるんだよね」「 が嫌だったんだよね」「もう少し続けたかったんだよね」と関わる人が彼等の気持ちをことばにしながらかかるとしてしてください。また「今、忙しいから仕事の後にしてね」とか「私は してもらえると、嬉しいな」「くんは、やさしいから、私のお願いをわかってくれるよね」等と、こちらが期待していることや気持ちをことばに表して伝えるようにも配慮してください。

自閉症の人も自分の気持ちや相手の心の動きをことばに置き換えるモデルを提示してもらえれば、叩いたり、叫んだりせず「嫌だ」「続けたい」といった気持ちを正しく人に伝えることを学習していくことができます。

3. 誤解をしやすい、高機能自閉症・アスペルガー症候群



JIS:204001 こんにちは



JIS:204002 さようなら

基本的な特徴

他の人との社会的な関係を持つこと、コミュニケーションをとること、想像力と創造性の3分野に障がいを持つことで診断されます。自閉症の人と同じように3分野の障がいを有しているのですが、知的障がいのない人は高機能自閉症、更に、言語的なコミュニケーションに困難が見られない人はアスペルガー症候群と診断されます。



JIS:204003 感謝する

他の人と社会的関係を持ちにくい

社会的に期待されている振る舞いをキャッチすることが苦手です。その様子を一言であらわすと、人の輪の中で「浮いた存在になりやすい」といえるでしょう。



JIS:204004 謝る

コミュニケーションをとりにくい

知識が豊富で言葉も巧みに使えるのですが、相手の立場に立って行動の選択をすることが苦手なため、情緒面での配慮に失敗をしてしまい、人とのコミュニケーションがとりにくくなってしまいます。

限定的な興味嗜好（創造性）

興味の範囲が個別的で限定されやすいため、他の人からの理解が得にくく、独自の想像力などが社会の中で活かされにくいようです。限定的な興味嗜好は、極端なコレクションや反復的行為、融通の利かなさにもつながるため、周囲との摩擦を起こしやすくします。

アンバランスな感覚

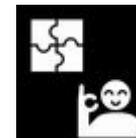
アスペルガー症候群の人、刺激に敏感に反応したり、逆に鈍感であったりなど、自閉症の人のようにアンバランスな感覚を有しています。（聴覚・視覚・味覚・臭覚・触覚...）

対応・関わり

援助の基本はまず、アスペルガー症候群を理解するということです。困った行動や、風変わりな様子がみられても「人を困らせようとしている」とか「ふざけている」とは思わないでください。なぜなら、そのような行動の多くは、アスペルガー症候群の特性で生じているからです。

安全で穏やかな環境作り

騒々しい環境が苦手なため、静かで刺激の少ない環境の方が本来の能力を発揮できます。大声で叱ったりすることは逆効果になりますので、できるだけ冷静に穏やかな態度で話しをするように心がけてください。



JIS:201012 易しい

ルールや指示は明確に

ルールは、その子の力に合わせながら表にしてみるなど、本人が分かりやすいように工夫してください。あいまいな指示や皮肉、暗黙の了解や言葉の裏などは伝わりにくいことを覚えておいてください。

予定は明確に伝える

予測できないことや変化に対する不安を持ちやすいため、予定はなるべく前もって伝えてください。その際に、言葉だけではなく、文字や絵などを添えて伝えるようにすると、より効果があります。



JIS:201023 やめて

いじめから守りましょう

特異な行動から、いじめの対象になることが少なくありません。彼らは独りで立ち向かって解決することはもちろんのこと、人に助けを求めることも苦手としています。そのため、理解者が本人に代わって断ったり、解決に導いたりするような支援が欠かせません。



JIS:201011 がっかり

できるだけポジティブに

否定的な言動に敏感であるとともに、固執しやすい特性も有しているため、なるべく悪い印象を与えないように配慮してください。また、自分が他の人のように振る舞えなかったり、周囲と違うことに気がついて自信を失ったりもしやすいので、本人の良い面を伝えたり、褒めるように接してください。

全面対決はさけましょう

困った行動をとっても感情的に注意しないで、穏やかな態度で理論的に解決の方法を提案するようにしてください。また、全面的に抑制するのではなく、何らかの逃げ道を残すような配慮を行うようにしてください。



JIS:203028 休む

ゆったりと待つ姿勢

困った行動は、少しずつ改善できるように協力しましょう。時には、此方が待つ姿勢を持つことも大切です。また、無理なこと、嫌がっていることは強制しないでください。ゆっくりで構いませんから、出来ることから、少しずつ伸ばしていくような長い目を持って接してください。



JIS:201007 つまらない

自分だけ指示されるのはいやがります

彼らは公平な見方を望むため、個別的な指示よりも掲示物などを使って「提示されているルールは、家族やクラス、学校などの全員に求められているのだ」と認識してもらう方が効果的です。

こだわりや興味・関心事は何かに生かす方向で

こだわりや興味・関心の変更を強制しようとしてもなかなかうまくいきません。むしろ、そのこだわりや興味・関心を社会的に認められやすい方向で活かせるように工夫しながら接してください。

4. 注意・集中のコントロールが苦手な、 注意欠陥・多動性障がい (ADHD)

ADHDの原因はまだ不明ですが、脳神経学的な障がいから注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできにくくなっていると言われていています。親のしつけ方や、教師の指導が原因でADHDになることはありませんが、環境要因からADHDに似た症状がみられることもあります。

代表的な3つのタイプと特徴



JIS:203027 探す

不注意優勢型

注意の持続、忘れ物、注意散漫、うっかりミス、段取りの悪さなどの様子が目立ってみられるタイプ。



JIS:203009 走る

多動/衝動性優勢型

「席に座ってられない」、「急に飛び出す」などといった衝動的な行為や、「もじもじする」、「イスをガタガタさせる」などといった落ち着きのない様子がみられます。また、時や場所をわきまえずに走り回ったり、早口でしゃべり続けたりする(多弁)ような特徴がみられることもあります。



JIS:203029 落ちる

不注意・多動/衝動性混合型

不注意優勢型と多動/衝動性優勢型の両方の状態像を示すタイプです。

これらの特徴的な部分が理解されていないと、本人の自尊心を傷つけるような言葉がけや、度重なる叱責を受けやすいため、人との信頼関係が崩れて不登校や無気力になったり、反社会的な行動に至ったりするといった二次的な問題が深刻になってしまう場合があります。

対応・関わり

管理と自由度のバランス

ルールは厳しすぎず、わかりやすいように

簡素で維持しやすいシステム

その子の理解力に沿った枠組みを工夫する

ことばだけでなく、視覚に訴える

動作やカードで合図、目標やルールを目につくところに貼る



JIS:201014 わからない

刺激を少なく

窓際や廊下側の席は避け、なるべく静かな環境づくりを心がける

漠然とではなく、具体的な表現を使う

「部屋を片づけて」よりも「本は本棚にしまって」

課題を小分けにする（スモールステップ）

一度に大きな課題や高すぎる目標を与えず、コツコツ行う

自信をつけるための成功体験を増やす

好ましい行動は見逃さずに、よくほめる

量より質を重視する

10問よりも、集中して5問やり遂げる

サポーターを周囲に配置する

ともだちをサポーターに！！

計画表などで日課を明確に伝える

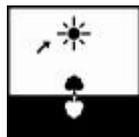
伝達の仕方を工夫する



JIS:201010 静かに



JIS:601007 朝



JIS:601008 昼



JIS:601009 夕

信頼関係を崩すようなことは避けましょう！

- ・何回もくどくど叱責しない（注意は端的・具体的に）
- ・感情的に叱らず、本人が自分の行動を省みられるような注意の仕方を
- ・ほめる時はみんなの前で、注意する時は1対1で

5. 得意と苦手が極端な、学習障がい（LD）



JIS:201020 頭が痛い

聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するといった能力の中で、特定分野の習得と使用に著しい困難がみられます。また、それが原因となって集中できなかったり、落ち着きのない様子がみられたりすることもあります。脳の中枢神経系に機能障がいがあると推定されており、視覚・聴覚・知的・情緒などの障がいや、環境的な要因が直接の原因となっているわけではありません。

代表的な3つのタイプと特徴

読字障がい（ディスレシア）

似た文字の区別ができない、どの行を読んでいるのかわからなくなる、飛ばし読みが多い、読むのが遅い、読んでいると頭痛がしてくるなど、字を読むことに困難を抱えているタイプ。



JIS:204006 読む

書字障がい（ディスグラフィア）

鏡文字、書字や視写ができない、聞き写しができない、読点が使えない、作文が書けないなど、字を書くことに困難を抱えているタイプ。



JIS:204007 書く

算数障がい（ディスカリキュリア）

数の大小がわからない、簡単な計算でも指を使う、ケアレスミスが多い、繰り上がり・下がりが理解できないなど、算数に困難を抱えているタイプ。



JIS:204011 勉強する

「読み」と「書き」の障がいには密接なつながりがありますが、「読み」と「算数」の障がいを合併していたり、「書き」と「算数」の障がいを合併している場合もあります。



JIS:202003 大きい



JIS:202004 小さい

対応、関わり



JIS:201013 難しい

6. チャートでわかる、ライフステージ早見表

読み書き計算が困難なことを理解して

あなたが「自分は視力が弱いために物がよく見えない」と訴えたときに、周りから「それは努力が足りないからだ」と言われたら、どういう気持ちになるでしょうか？ LDの人たちはこれと同じような状況にいます。まずは、そういった彼等の特性や気持ちを「知って」「理解すること」から始めてください。



JIS:204020 叱る

むやみに叱らず、出来るように工夫して

実際に「読み書き計算」が苦手だったり、一度で指示を理解できなかったり、忠告を受けてもすぐに忘れてしまうような子ども（や大人）は、「なんで真面目にやらないのだ！」と、頭ごなしに叱られやすいものです。しかし、こうして叱られることは、本人の自尊心を傷つけたり、劣等感を持たせたりするだけで、本当の支援にはつながりません。むしろ、どうすれば彼らが出来るようになるのか、そのサポートの仕方を支援者側が工夫しながら接していくことが大切です。



得意な面や小さな成功を見つけて、伸ばそう

JIS:204019 褒める

人から誉められることは誰でも嬉しいものです。彼らは自分を人と比べて自信をなくしたりしてしまうため、本人の得意な面を見つけて、伸ばすような配慮を心がけてください。また、少しでも進歩したら、「昨日まではできなかったのに、今日は ができるようになったね、よく努力したね」と具体的に誉めたり、認めたりするような声かけをしてください。

引用・参考文献

『自閉症の手引き/社団法人 日本自閉症協会』

『アスペルガー症候群を知っていますか？/社団法人 日本自閉症協会東京都支部』

『LD・ADHD・高機能自閉症とは？/全国LD親の会』

7. 物語で知る、ライフステージ・ストーリー

(3歳になるライフ君の例)

大分県のB市に元気なライフ君が誕生しました。

ライフ君は毎日公園で遊ぶ活発な3歳児ですが、お母さんは名前を読んでも振り向かないし、いつも1人で遊んでばかりいるライフ君の様子をみて、「発達に遅れがあるのでは」と考えるようになりました。でも、1歳半検診では特に何も言われなかったのであまり気かけないようにしていました……。しかし、3歳児検診で「一度、病院に相談に行ってください」と言われました。心配なお母さんは何処の病院に行けば良いか迷っています？そんな時は？

「診断・医療についての相談は」P24

病院より発達障がいの診断を受けたライフ君はもうすぐ幼稚園になります。その前に保健師から集団に慣らすことをすすめられ、障害児通園施設と児童デイサービスを紹介されました。利用するにはどのようにすればよいのでしょうか？

お住まいの市町村で障害福祉サービス受給者証を申請して、希望される園に相談してください。大分県内には2ヶ所の障害児通園施設と、16ヶ所の児童デイサービスがあります。

「自立支援給付の利用の仕方」P27

一度、見学をしてみま
しょう。

「早期から大切な、療育機関一覧」P25

ライフ君は、上記の児童デイサービスを利用しながら地域の幼稚園に無事に入園することができ、その後も児童デイサービスとの併用を行いながら、順調に成長してきました。家庭や幼稚園、児童デイサービスとの間で、よい連携体制をとれたことがよかったようです。

さて、幼稚園も卒園の時期になりました。地域の小学校に行くか、特別支援学校に行くかお母さんは悩み、大分県教育委員会が行っている就学指導相談に行きました。小学校には特別支援のクラスも設置されましたが、自分が働き始めなければならないことを考えて、特別支援学校に通うことを決断しました。大分県には16ヶ所の特別支援学校が設置されています。

「教育の相談については」P24

特別支援学校に通いながらも、児童デイサービスでは週1回の利用を続けるとともに、新たに居宅支援事業（ホームヘルプサービス）も受けられることを知りました。（地域相談支援専門員にも相談してみてくださいね）

「自立支援給付の利用の仕方」P27

利用してみましょう。

児童デイサービスとホームヘルプサービスを上手に利用しながら、特別支援学校中学部に進学し、その後も特別支援学校高等部に通い、そして卒業をむかえました。

学校の進路担当の先生の話では、一般の企業で働きたいか、福祉工場で働くか、施設で作業をするか等、いろいろな選択肢をだしてもらいました。

一般就労
福祉工場
作業所
通所施設
入所施設 ...など

ライフ君に合う職場を本人に尋ねて決めていきましょう。
大切なのは、ライフ君の気持ちですよね。

大分県の知的障がい者福祉工場は何ヶ所あるのでしょうか？

大分県の知的障がい者福祉工場は5ヶ所です。

大分市：3ヶ所 竹田市：1ヶ所 日出町：1ヶ所

大分県の作業所は何ヶ所あるのでしょうか？

大分県の知的障がい者の小規模作業所は17ヶ所です。

大分市：14ヶ所 別府市：2ヶ所 豊後大野市：1ヶ所

ライフ君は先生と一緒に福祉工場3ヶ所と作業所2ヶ所を見学に行き、その中で一般就労を希望しました。この会社は特別支援学校の実習で来た事業所です。実習中のライフ君のやる気を事業所も認めてくれ、その事業所で働くことができました。5年間、休むことなく働いたライフ君でしたが、残念ながら、事業所が倒産してしまい、新しい就職先をさがさなければいけなくなりました。

さて、ライフ君は今後、何処に相談に行けば良いのでしょうか？

このような時には、大分障害者職業センター（別府市）や障害者就業・生活支援センター、県下のハローワークに相談してください。

「障害者就業・生活支援センター」P23

公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワーク大分、ハローワーク別府、ハローワーク中津、ハローワーク臼杵、ハローワーク佐伯、ハローワーク宇佐、ハローワーク日田、ハローワーク豊後大野

ハローワークの職員に紹介を受けた企業では、対人面でトラブルを起こしてしまい、続けることができなくなってしまいました。そこで、ライフ君は障害者職業センターがおこなっている職業評価を受けることにしてみました。その後は、模擬会社での実習を2週間行ってから、障害者職業センターのスタッフと協力して本人に適した企業への実習をさせてもらい、その中でジョブコーチ事業とトライアル雇用制度を使って再就職を目指しました。企業側もジョブコーチを使うのが初めてのため、戸惑いも多く見られましたが、直ぐに慣れることができ、今ではジョブコーチの役割をととても理解してくれています。

トライアル雇用制度やジョブコーチ事業についても相談してみてください。

現在、ライフ君は自立生活を目指して、支援センターや福祉機関と相談しながら、グループホームへの入居準備をすすめているところです。

（中学2年生イコールさんの例）

イコールさんは、中学1年生になってから不登校をきっかけに、O大学病院にかかるようになり、アスペルガー症候群の診断を受けました。

それまでは、小学校での成績も良く、保護者の方は、これといった問題はなと思っていたのですが、実際には小学校4年生の頃から友だちにいじめられていたことを本人から聞き、お母さんは今まで自分が気付かなかったことを泣いて謝りました。これをきっかけに、お母さんは、先生の協力を得ながら、中学校のクラスメイトにイコールさんの特性について伝えました。それ以来、イコールさんへのいじめは減り、友だちはイコールさんの特性に対しても配慮してくれるようにもなりました。

学校に行けなくなった場合、どこか通える所はあるの???

大分県教育委員会では文部科学省の委託を受け、県教育センターと9市町村の教育支援センター（適応指導教室）を実施しています。

適応指導教室 大分県教育センタ (ポランの広場)		
中津市 ふれあい学級	豊後高田市	ビリーブ
宇佐市 せせらぎ教室	杵築市	ひまわり
別府市 ふれあい学級	佐伯市	グリーンプラザ
日田市 やまびこ広場	玖珠町	わかくさの広場
豊後大野市 かじか	竹田市	さふらん
大分市 フレンドリールーム		

高校に進学すると、またイコールさんにとって辛い毎日が続くようになりまし
た。県立の高校に入学することはできたのですが、友人とのトラブルや先生
に対しての不信感を持ち、次第に学校に行けなくなってしまいました。

「学校には行きたくないけれど勉強は続けたい」イコールさんはフリースク
ールに週3回通学しながら家庭で勉強を続けています。頑張っているイコール
さんを応援するため、お母さんは家庭教師を雇いました。その甲斐あって、イ
コールさんは高等学校卒業認定試験を受けて大学に進学することができました。
大学では周囲からのいじめはありませんでしたが、時々、「場の空気がよめない
ヤツ」と友だちからは言われることはありました。生活面では、フリースク
ールの先生や支援センターの職員に連絡しながら、自分のペースをくずさないで
乗り切っていくことができました。

困った時は・・・

知的障害者生活支援センターのワーカーや
当センターにも連絡してくださいね。

就職活動の際、1次試験はいつも通るのですが、2次の面接でことごとく落ち
てしまい、イコールさんは、すっかり自信をなくしてしまいました。それから
は、毎日、不安なことばかり考えるようになってしまい、イライラも募って
いくばかりの日々が続いたので、再び支援センターに電話してみました。相談の
結果、一度病院に行くことを勧められ、病院からの薬を服薬することにしまし
た。以前に比べて、気持ちは少し落ち着きましたが、何もすることがない生活
に疑問を感じ始め、医師にその気持を相談してみることにしました。

すると、その病院の中にデイケアがあることを知り、イコールさんは通っ
てみることに決めました。週3回、10:00～15:00まで音楽を聴いたり、散歩に行
ったりしながら過ごすことで、生活のリズムを整え、楽しい日々を送ることが
できるようになってきています。

現在のイコールさんの目標は社会に出て働いて給料をもらうことです。就労
のための支援機関を利用して、自分に合った働く場所を支援センターの職員に
相談しながらみつけていくことを考えています。

8. 疑問を持ったら、相談機関 一覧



JIS:402009 電話

* 県民保健福祉センター・保健所

障がいの早期発見、発達支援について必要な検診や相談・指導がおこな
われています。また、必要に応じて訪問による相談・指導も受けられます。

機関名	電話番号	住 所
国東保健所	0978-72-1127	〒873-0504 国東市国東町大字安国寺 786-1
臼杵保健所	0972-62-9171	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎 72-34
竹田保健所	0974-63-2187	〒878-0026 竹田市大字飛田川字山手 1690-2
中津保健所	0979-22-2210	〒871-0024 中津市中央町 1-10-42
大分市保健所	097-537-5658	〒870-0046 大分市荷揚町 2-31
豊後大野県民保健福祉セン ター	0974-22-0162	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 934-2
日田玖珠県民保健福祉セン ター	0973-23-3133	〒877-0025 日田市田島 2-2-5
日田玖珠県民保健福祉セン ター 玖珠保健支所	0973-72-1150	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇 113-2
佐伯県民保健福祉センター	0972-22-0562	〒876-0844 佐伯市向島 1-4-1
宇佐豊後高田県民保健福祉 センター 宇佐保健福祉部	0978-32-1350	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1
宇佐豊後高田県民保健福祉 センター 豊後高田保健部	0978-22-3165	〒879-0621 豊後高田市是永町 39
別府県民保健福祉センター	0977-67-2511	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1
別府県民保健福祉センター 日出保健支所	0977-72-2918	〒879-1506 速見郡日出町字仁玉山 3531-24
別府県民保健福祉センター 由布保健支所	097-582-0660	〒879-5421 由布市庄内町大字柿原 337-2

* 児童相談所

18歳未満の児童のさまざまな問題について、児童福祉司や心理判定員な
どの職員が相談に応じるとともに、障がいの判定や発達支援に関する指導
などが行われています。

機関名	住所	電話番号
大分県中央児童相談所	〒870-0889 大分市荏隅5丁目 大分県社会福祉センター内	097-544-2016
大分県中津児童相談所	〒871-0024 中津市中央町1-10-22	0979-22-2025

* 知的障害者更生相談所

18歳以上の知的障がい者を対象に、知的障がい者福祉司や心理判定員などの職員によって、専門的な立場から療育手帳の発行や、福祉事務所と協力しながらいろいろな相談や支援が行われています。

機関名	住所	電話番号
大分県知的障害者更生相談所	〒879-0889 大分市荏隅5丁目 大分県社会福祉センター内	097-547-1209

* 地域相談支援専門員

在宅の障がい児者と、その家族が身近な地域で相談や支援が受けられるように、各市町村に相談員が配置され、各種福祉サービスの提供の援助、調整等が行われています。

機関名	住所	電話番号
大分市障害者生活支援センター コーラス	〒870-0819 大分市王子新町5-1	097-544-2236
生活支援センター ほっと	〒874-0833 別府市大字鶴見4075-1	0977-21-1697
Beeすけっと	〒877-1365 日田市水目町341-2	0973-27-6251
佐伯圏域障害者支援センター ほっぴ	〒876-0831 佐伯市大手町3-2-6	0972-23-1187
サポートセンター つばさ	〒879-7144 豊後大野市三重町大字本城 2065	0974-22-8881
さぼーとセンター 風車	〒875-0041 臼杵市大字臼杵228	0972-63-5888
在宅支援センター ポケット	〒871-0101 中津市三光森山823-3	0979-43-6181

* 知的障害者生活支援センター

地域で自立生活を目指している知的障がい者のための施設で「生活支援ワーカー」という専門の職員に、金銭や衣食住などの生活上の問題を相談

することができます。

機関名	設置主体	住所	電話番号
大分県糸口通勤寮	社会福祉事業団	〒879-0315 宇佐市上時枝1223-5	0978-33-1098
博愛通勤寮	博愛会	〒870-0926 大分市下郡1226-2	097-569-3109

* 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者が、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談や支援を受けることができます。

機関名	住所	電話番号
大分プラザ	〒870-0029 大分市高砂町2番50号 オアシス21 オフィス10階	097-514-3300
サポートネットすまいる	〒879-0471 宇佐市四日市1574-1	0978-32-1154
はぎの	〒877-0000 日田市大字友田2881-2	0973-24-2451

* 大分障害者職業センター

障がいのある方の職業能力の評価と適職の判定を行い、社会復帰を促進するための施設です。

機関名	住所	電話番号
大分障害者職業センター	〒874-0905 別府市上野口3088-170	0977-25-9035



JIS:102004 看護師



JIS:102003 医者

* 精神保健福祉センター

精神障がい者のための来所相談やデイケア、また、心の健康増進のためにいろいろな業務が行われています。

機関名	住所	電話番号
大分県精神保健福祉センター (ハートコムおおいた)	〒870-1155 大分市玉沢908	097-541-6290

* 診断・医療についての相談は

機関名	医師	住所	電話番号
大分大学医学部脳・神経機能統御講座小児科学	泉 達郎	〒879-5593 由布市挾間町医大ヶ丘 1-1	097-586-5839
国立病院機構 西別府病院	後藤 一也	〒874-0840 別府市鶴見 4548	0977-24-1221
謙誠会 博愛病院	釘宮 誠司	〒870-0868 大分市野田 1111	097-586-0888
大分子ども療育センター	加藤 裕久	〒870-0943 大分市片島字長三郎 2996-3	097-557-0121
別府発達医療センター	福永 拙	〒874-0838 別府市鶴見 4075-1	0977-22-4185
大分療育センター	佐竹 孝之 清田 晃生	〒870-0864 大分市大字国分字 6 重原 567-3	097-586-5252
井上小児科医院	井上 登生	〒871-0027 中津市上宮永友の町 13 番地の 4	0979-22-0524
直心会つくし園	菅沼 育雄	〒871-0101 中津市三光森山 823-3	0979-43-6181



JIS:102001 教師

* 教育についての相談は

機関名	住所	電話番号
大分県教育センター	大分市旦野原 847-2	097-569-0118
盲学校	大分市金池町 3-1-75	097-532-2638
ろう学校	大分市東大道町 2-5-12	097-543-2047
別府養護学校	別府市大字鶴見 4224	0977-24-0108
鶴見養護学校	別府市大字鶴見 4075-12	0977-21-1349
石垣原養護学校	別府市大字鶴見 4050-293	0977-24-6060
宇佐養護学校	宇佐市大字猿渡 1137-19	0978-32-1780
日出養護学校	速見郡日出町大字大神 1618-1	0977-72-2305
南石垣養護学校	別府市石垣西 1-2-5	0977-23-3454
庄内養護学校	由布市庄内町大字西長宝 1796	097-582-0326
新生養護学校	大分市大字玉沢 980-1	097-541-0336
大分養護学校	大分市大字志村 763-1	097-527-2711
臼杵養護学校	臼杵市大字井村 911	0972-62-3930
佐伯養護学校	佐伯市大字木立 839-5	0972-28-3144

竹田養護学校	竹田市大字君ヶ園 1170	0974-63-0722
日田養護学校	日田市大字西有田 2941-1	0973-24-2000
大分大学附属特別支援学校	大分市王子新町 1-1	097-543-8317

* 発達障がい者支援体制整備事業（H18・19年のモデル事業）

大分県において、乳幼児から成人までの一貫した、発達障がい児・者の支援体制の整備を図ることを目的に、別府圏域における相談と支援モデル事業が実施されています。

事業名	住所	電話番号
発達障がいサービス調整センター	別府市荘園町 6-4	0977-25-9758
発達障がい早期療育センター	別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221

9. 早期からが大切な、療育機関 一覧

* 知的障害児通園施設

機関名	住所	電話番号
つばさ学園	大分市大字片島 2996-3	097-557-0114
ひばり学園	別府市鶴見 4075-1	0977-26-2887

* 障害児デイサービス

機関名	住所	電話番号
まーち	大分市中尾 603	097-586-5577
一休さん	大分市中戸次 4528	097-597-5863
きらり	大分市皆春善福寺 383 - 4	097-523-5316
もりのおうち	大分市野田 1111	097-586-0888
なごみ園	豊後大野市犬飼町大寒 2149-1	097-586-8070
ゆうゆう	竹田市大字三宅 1763-1	0974-63-3201
宝島	佐伯市向島 1-3-8	0972-24-2880
森の家	中津市大字上宮永 13-4	0979-26-1256
銀河	日田市中釣町 485-3	0973-26-3111
そんごくう	宇佐市大字四日市 69	0978-32-8330
ふたば	別府市石垣東 4-5-4	0977-22-9557
さんぼ	玖珠郡大字塚脇 581-1	0973-72-1023
さくら	津久見市地蔵町 4-10	0972-82-7287
ひまわり	速見郡日出町大字大神字枯楠 6174 番地の 2	0977-72-9323
あゆみ	日田市城町 1 丁目 4 番 2 の 8 号	0973-22-3173
萌々	大分市大字奥田 472-2	097-546-3400

10. 頼れる先輩、親の会 一覧

社団法人 日本自閉症協会 本部

〒104-0044 東京都中央区明石町6丁目22番ダウインテ地2-6階
TEL 03-3545-3380 FAX 03-3545-3381
E-MAIL: asj@autism.or.jp HP: http://www.autism.or.jp/

社団法人 日本自閉症協会 大分県支部

井上 清浩方 〒870-0828 大分市城南山手台5-18
TEL/FAX 097-543-2980

全国LD親の会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1東京ボランティアセンター27号
E-MAIL: jpald@mbm.nifty.com
HP: http://www.normanet.ne.jp/zenkokld/

日本発達障害ネットワーク

105-0013 東京都港区浜松町1-20-2 村瀬ビル3階
TEL: 03-6240-0674 FAX: 03-6240-0671
E-MAIL: office@jddnet.jp HP: http://jddnet.jp

NPO法人 えじそんくらぶ(ADHD)

〒358-0003 埼玉県入間市豊岡1-1-1-924
TEL/FAX 042-962-8683
E-MAIL: info@e-club.jp HP: http://www.e-club.jp

フリーリー(LD)

〒870-0820 大分県大分市西大道1-1-76 第二ハルキコーポ103
TEL/FAX 097-544-8902
E-MAIL: npofreely@yahoo.co.jp
HP: http://freely.vis.ne.jp

大分県手をつなぐ育成会

〒879-0907 大分市大津町2-1-41 県総合福祉会館2階
TEL 097-551-1821 FAX 097-556-8923



JIS:101004 父



JIS:101005 母

11. はじめの一步、療育手帳と自立支援給付の請求



JIS:201015 欲しい

療育手帳とは?

居住地を管轄する福祉事務所または市町村に申請し、児童相談所(18歳未満)または知的障害者更生相談所(18歳以上)において知的障がいと判断された人に対して、都道府県知事により交付される手帳のことです。

その目的は、知的障がい児(者)に対する一貫した療育、相談を行うと共に、さまざまなサービスや福祉制度を受けやすくすることです。

手帳の「A1」「A2」「B1」「B2」とは大分県では障がいの程度によりに分けられます。

基本的には療育手帳は知的障がい児(者)のための手帳ですが、知的障がいを伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群の方でも、ご本人の状態等が考慮される場合があります。また、アスペルガー症候群の人の中には、精神障害者保健福祉手帳を取得している人もいますので、詳しくは各市町村障害福祉窓口にお尋ねください。

申請(本人または保護者)
受付(各市町村窓口)
判定・交付 (18歳未満は児童相談所) (18歳以上は知的障害者更生相談所)
受け渡し(各市町村窓口から本人または保護者へ)

手帳取得で受けられるサービス

医療 交通機関運賃の割引 各種料金の減免 税の特別措置等があります。

年金・手当

特別児童扶養手当 児童扶養手当 障害福祉手当 障害基礎年金 特別障害者手当等があります。

その他、各市町村独自の給付金制度がある場合がございます。詳しくは各市町村の障害福祉担当窓口までお尋ねください。

税の軽減・免除

所得税 住民税 相続税 軽自動車税 自動車税 自動車所得税等があります。



JIS:403010 お金

自立支援給付とは？

平成 15 年よりスタートした支援費制度が、平成 18 年から障害者自立支援法に移行しました。障がいをもった人がホームヘルパーや生活介護などの福祉サービスを利用することができます。



JIS:203025 行く



JIS:203026 来る

自立支援給付の利用の仕方

・制度の利用に関する情報の提供と相談

サービスの利用について自立支援給付の支給を希望する人は、必要に応じて市区町村の窓口等で情報の提供を受けたり、サービス利用の相談をすることができます。

・利用申請

必要なサービスを選択し、市区町村へ利用の申請を行います。

18 歳未満の障がい児の場合は、申請は保護者が行います。

・支給決定

市区町村は、利用者から聞き取りを行い、支給決定にあたって必要な事項について勘案します。勘案の結果、支給が適切と認めるときは、支援の種類ごとに支給決定をし、決定された内容が記載された障害福祉サービス受給者証が交付されます。

・事業者・施設と契約

支給が決定したら、利用者が選択した事業者・施設との間で、サービス利用に関する契約を結びます。

・サービスの利用

利用者は、事業者・施設に受給者証を提示してサービスを利用します。また、事業者はサービスを提供した場合に記録票に記入するなどして、サービスの利用状況や支給量の残量が、利用者と事業者がともに把握できるようにします。

・障害者自立支援法における自立支援給付の概要

障害程度区分認定審査会で区分 1 から区分 6 の認定を受けた方に、生活上又は療養上の必要な介護をおこないます。

介護給付について

	サービス名	サービス内容
介護給付(費)	ホームヘルプ (居宅介護)	自宅での入浴や排泄、食事などの介助を提供する
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動支援をする
	重度障害者包括支援	介護の必要性がとてつもない人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供する
	行動援護	知的や精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、行動するとき危険を回避するために必要な介助や外出時の移動の補助等をする
	療育介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、及び日常生活のお世話をする
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄食事の介護等を行うとともに、創作的な活動や生産活動の機会を提供する
	ショートステイ (短期入所)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排泄、食事の介護等をする
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護等をする
	児童デイサービス	障がい児に日常生活での基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等をする
	ケアホーム (共同生活介護)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等をする

訓練等給付について

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

	サービス名	サービス内容
訓練等給付(費)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。(機能訓練 身体障がい者に対して、生活訓練 知的・精神障がい者に対して)
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
	就労継続支援 (A型・B型)	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。(A型 雇用契約締結、B型 雇用契約締結せず)
	グループホーム (共同生活援助)	知的障がい者及び精神障がい者が地域で共同生活を営み、住宅における相談や日常生活上の援助をする

*平成18年10月から自立支援給付等の各事業に移行するものであって、経過措置(平成24年3月31日までの日で政令で定める日までを期限に)として従来通りの体系で運営されている施設もあります。



JIS:502015 役所・市役所

大分県 自立支援給付申請窓口一覧

機関名	住所	電話番号	管轄地域
大分市福祉保健部 障害福祉課	〒870-0046 大分市荷揚町 2-31	097-537-5658 FAX 537-1411	大分市
別府市福祉保健部 障害福祉課	〒874-0905 別府市上野口町 1-15	0977-21-1111 FAX 22-1780	別府市
中津市福祉保健部 社会福祉課	〒871-0058 中津市豊田町 14-3	0979-22-1111 FAX 25-2335	中津市
日田市福祉事務所	〒877-8601 日田市福祉事務所	0973-23-3111 FAX 22-8258	日田市

佐伯市福祉事務所	〒876-0854 佐伯市中村南町 1-1	0972-22-3111 FAX 23-6002	佐伯市
臼杵市福祉課	〒875-0041 臼杵市大字臼杵 72-1	0972-63-1111 FAX 63-3063	臼杵市
津久見市福祉事務所	〒879-2435 津久見市宮本町 20-15	0972-82-9519 FAX 82-9466	津久見市
竹田市福祉事務所	〒878-0011 竹田市大字会々 1650	0974-63-4811 FAX 63-0988	竹田市
豊後高田市福祉事務所	〒879-0605 豊後高田市大字御玉 114	0978-22-3100 FAX 22-2640	豊後高田市
杵築市福祉事務所	〒873-0001 杵築市大字杵築 377-1	0978-62-3131 FAX 62-3909	杵築市
宇佐市福祉事務所	〒879-0453 宇佐市大字上田 1030	0978-32-1111 FAX 32-0341	宇佐市
豊後大野市福祉事務所	〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200	0974-22-1001 FAX 22-6653	豊後大野市
由布市福祉事務所	〒879-5192 由布市湯布院町川上 3738-1	0977-84-3111 FAX 28-8610	由布市
国東市福祉事務所	〒873-0502 国東市国東町田深 280-2	0978-72-1111 FAX 73-2001	国東市
姫島村住民福祉課	〒872-1501 姫島村 1630-1	0978-87-2111 FAX 87-3629	姫島村
日出町福祉保健課	〒879-1592 日出町 2974-1	0977-73-3111 FAX 73-2833	日出町
九重町ふれあい生活課	〒879-4895 九重町大字後野上 8-1	0973-76-2111 FAX 76-3840	九重町
玖珠町福祉保健課	〒879-4492 玖珠町大字帆足 268-5	0973-72-1111 FAX 72-2112	玖珠町

12. 入って安心、保険の紹介



JIS:501019 事故



JIS:103018 血



JIS:202022 死ぬ

発達障がい者向けの保険は？

ASJ 互助会（4つの給付制度があります）

入院給付金（病気やケガ・検査で入院したとき）

死亡弔慰金・後遺障害見舞金

（病気やケガで死亡したり、ケガで後遺障害が残ったとき）

傷害（ケガ）見舞金 ケガをしたとき、 に追加して給付されます。

第三者損害賠償金

（他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害賠償請求をされたとき）

その他にも A I U 保険会社（担当代理店ジェイアイシー）では、特別支援学校総合補償制度などもあります。詳しくは下記にお尋ねください。

ASJ 互助会

理事長 石井哲夫（社団法人日本自閉症協会会長）

ASJ 互助会事務局（加入依頼書送付先・会費納入先）

〒162-0051 東京都新宿区西早稲田 2 丁目 2 番 8 号

全国心身障害児者福祉財団ビル 3 階

TEL 03-5287-1391 FAX 03-5287-1392

<http://www.autism.or.jp/gojyokai/gindex200608.htm>

E-mail asj_@nifty.com

A I U 保険会社（担当代理店ジェイアイシー）

〒163-0553 東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 2 号

新宿野村ビル 36 階 AIU 新宿オフィス内

TEL 03-5321-3373 FAX 03-5321-4774

フリーダイヤル 0120 - 213 - 119（ジェイアイシー）

13. スーパーバイザーへの道、

大分県発達障がい者療育専門員養成研修 大分県発達障がい者療育専門員養成研修 ～スペシャリストからゼネラリストへ～

この研修は実践現場で発達障がい児（者）の医療・保健・福祉・教育・労働の各分野において支援を行っているスペシャリストの方々に対して、3年の研修期間を経て発達障がい児（者）のライフステージを見通した相談、支援を行うことが出来るゼネラリストとしての視点を養成するものです。

【実施主体】 大分県発達障がい者支援センター連絡協議会

初級（6講義、3機関現場視察研修）

講義：県障害福祉課、県特別支援教育推進室、国立病院機構

社会福祉法人、自閉症協会大分県支部

視察研修先：医療機関、特別支援学校、デイケア

イコール（自閉症専門施設、児童デイサービス）

中級（4講義、5日間の実務研修）

講義：県特別支援教育推進室、国立病院機構、社会福祉法人

実務研修先：イコール（自閉症専門施設、児童デイサービス）

上級（4回以上の事例検討会、研修会参加）

大分県発達障がい者療育専門員（スーパーバイザー）資格

大分県発達障がい者療育専門員養成研修（上級）修了者に対して、運営委員会の審査を経て、発達障がい療育専門員（スーパーバイザー）の資格証明書を交付する
大分県発達障がい者療育専門員（スーパーバイザー）は、社団法人日本自閉症協会大分県支部専門部会に所属することができ、大分県内の講演会、研修会等の講師を務める
大分県発達障がい者療育専門員養成研修の事例検討会等においてスーパーバイザーを務める

【お問合せ】

大分県発達障がい者支援センター連絡協議会事務局

TEL:097-586-8080 E-mail:ecoal@moeginosato.net

14 . 使うと便利、ライフサポート BOOK

ライフサポート BOOK は就学や就園の時、地域の人やボランティアなどに対する理解を求める時に有効です。また、学年が上って担任が変わる、担当職員が変わるなどいった時にも本人の状況や、状態がまとめられていることで、各関係機関や家族が情報を共有し、スムーズな引継ぎが可能となります。

- * 内容に変更があった時、加齢により状態が変わった時には修正して、常に成長や発達に合ったものにしていくと便利です。
- * 病院歴やこれまでの支援内容、利用サービスなどを残しておく関係者同士の連携につながります。
- * サポート BOOK は本人や家族に無断で転用したり、公開することは出来ません。
- * この形式はあくまで参考例です。他にも、支援に役立つことや、伝えたいと思う情報があれば加筆し、ご本人に合ったサポート BOOK を作成して下さい。
- * サポート BOOK のデータはイコールの HP に掲載していますので、ご自由にお使いください <http://www.moeginosato.net>

《本人情報》

- 1 . プロフィール
- 2 . コミュニケーションの取り方
- 3 . 好きなこと・苦手なこと
- 4 . 余暇の過ごし方（遊び方）
- 5 . 不思議な行動について
- 6 . 困ったことへの対応
- 7 . SOSへの対応

《生活面でのサポート》

- 1 . 食事について
- 2 . 排泄について
- 3 . 着替えについて
- 4 . 入浴について
- 5 . 歯磨きについて
- 6 . 就寝について
- 7 . 起床について
- 8 . 服薬について
- 9 . 移動について

《本人情報》

1. プロフィール

ふりがな なまえ	らいふ たろう 来府 太郎	写真	
生年月日	1995年10月10日		
年齢	10歳		
呼び名	ライフ君		
電話	097 - 586 - 8080		
緊急時	090 - 0000 - 0000 (父) 090 - 0000 - 0000 (母)		
	血液型	A	
住所	〒879 - 7304 大分県豊後大野市犬飼町大寒 2149 - 1		
保護者氏名	父：らいと 母：らいこ		
持病	てんかん (発作の後は動かさず、休ませてください)		
服薬	起床時と、就寝時に半錠ずつ		
主治医から	病院名：大分来府病院 (097 - -) * 成長期であるため、ストレスがかかると発作(けいれん)が 起こりやすいようです。あまり無理をさせないでください。		
学校から	学校名：大分来府特別支援学校 (097 - . . . -) * 学校では、社会的な行動や言語や絵カードによる自己表現や 対人的なコミュニケーションの技法を習得しているところ です。		
療育機関	機関名：発達障がい者支援センター (097 -) * 本人の状態に変化があったり、対応に苦慮された場合には、 担当の <u>五十嵐 猛</u> までご連絡ください。障がいや対応方法 について説明させていただきます。		
療育手帳	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (A1 <input checked="" type="checkbox"/> A2 B1 B2)		
診断名	自閉症		

2. コミュニケーションの取り方

本人 周囲の人	具体的内容
発語について	ほとんどないが「やーや」とか「ばいばい」など、 独り言や、状況にそぐわない言葉が多い
要求サイン	・両手を合わせる・必要な所まで手を引く ・「ママ」と発語
拒否サイン	・胸や頭を叩く・耳をふさぐ・座り込む ・エスカレートすると、人を叩くこともある
配慮して欲しいこと	自分の気持ちを言葉にかえて表現することが苦手 なため、困っている時などに、本人の代わりに周囲 の人に伝えてもらいたい

周囲の人 本人	具体的内容
理解できることば	日常的な会話や指示は、ほとんど理解出来ているは ずですが、嫌な時や、都合が悪い時は聞こえていな いように無反応な様子を見せる時があります
伝えやすい方法	ゆっくりと、端的に話して下さい。向かい合って目 を合わさずに話しても、通じていることは多々あり ます
理解しやすい方法	耳からよりも、目から入ってくる情報の方が理解し やすいため、言葉で通じにくい時は、写真や実物を 使ったり、ジェスチャーなどを用いたりしてくださ い
配慮して欲しいこと	求めた時に、聞こえないふりや、自傷的な反応があ る場合、それ以上は無理に求めないようにしてあげ てください

3.好きなこと(物)・苦手なこと(物)

好きなこと(場所)	苦手なこと(場所)
<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブ ・トランポリン ・高いところ ・プールや水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての所 ・人ごみや工事の音 ・待たされること ・見通しのない状況
好きな物	苦手な物
<ul style="list-style-type: none"> ・キラキラしたテープなど ・ままごとの果物や道具 ・車、ミニカー ・広告のマークや写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・粘土のような手にくっつくもの ・犬や猫、虫
<p>《配慮して欲しいこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物を口に入れたり、高いところに上がることが好きなため、危険な所では止めて欲しいのですが、こだわる場合もありますので、その場合にはその場所を変えたり、他に好きな遊びや活動に誘導して、気分を変えるようにしてあげてください ・他の事に誘導すると際には、言葉だけでなく、実物や写真などを使って誘いかけて下さい 	

4.余暇(遊び)の過ごし方

屋内では	独りで	<ul style="list-style-type: none"> ・好きなものを一列に並べる ・絵を描く ・CDやビデオの同じ部分を繰り返し見たり、聴いたりする
	他者と	<ul style="list-style-type: none"> ・トランポリンやブランコ ・好きな車の絵を描いてもらう ・くすぐったり、グルグルまわす
室内では	独りで	<ul style="list-style-type: none"> ・高い所に上る ・枝や葉っぱをヒラヒラさせてみる
	他者と	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランコや自転車、一輪車にのる ・ドライブに行く ・公園に連れて行ってもらう

《配慮して欲しいこと》

- ・高いところに上りたがるので、時々気をつけるように声をかけながら見守ってください
- ・移動の際には、車の通行量の多いところでは、危険を意識できないので、手をつなぐか、よく気をつけて歩いてください

5.不思議な行動(こだわり)について

行動の特徴	対応の仕方
<ul style="list-style-type: none"> ・手をかざして振ったり、体を前後に揺らしたりする ・同じことを繰り返したがる 	気持ちを整えるためにすることが多いので、迷惑でない所でさせるようにしたり、終わりにくい時は、終了の回数を予告したりして下さい (例えば) 「あと10数えたら、終わりにしようね」など・・・
<ul style="list-style-type: none"> ・CDやビデオを見る時に何度も同じ所を繰り返す 	それが本人の見方として受け止め、場所やボリュームを調整することで、周囲に迷惑がかからないように配慮してあげてください

6.困った行動への対応

行動の特徴	対応の仕方
人の物や、店の物にこだわり始め、思い通りにならなかったり、止められたりすると、人の背中を叩いたりする	「だめ」と言う声かけよりも「がまん」と声をかけてもらった方が、心強いようです
活動の途中で頭を叩きだしたり、物を投げたりする	自分の行動に見通しがたたないと、不安になりやすいため、頭を叩いたりしてしまいます。状況やスケジュールは予め、よく伝えてあげてください

7. SOSへの対応

	自傷	他傷	その他
その時の様子	頭を叩く	背中を叩く	うずくまる
原因として考えられること	・嫌、どうしたらよいかわからない ・昔の嫌なことを思い出している	・イライラしている ・防衛している ・怒っている	音などの周囲の刺激を遮断している
対応の仕方	見通しを持たせることで、未然に防いだり、その場から離れて気分を変えさせる	「だめ」等の声かけは避けて、危険物を離したり、必要以上に関わらないようにしてください	静かで本人が安心できる場所に誘導してあげてください
未然に防ぐために	あらかじめ、本人にスケジュールを見せたり、予告をしておく	自傷が始まった時に、必要以上にあわてたり、声かけをしない	工事現場などの近くに行かない



JIS:203004 食べる

《生活面のサポート》

1. 食事について

アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	*えび類(えびせんも) たまご
好きな食べ物		嫌いな食べ物
<ul style="list-style-type: none"> ・肉類全般 ・カップラーメン ・ホットケーキなどのおやつ 		<ul style="list-style-type: none"> ・野菜類全般 ・牛乳
食べ方について	介助 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 (箸を使えます)	
<p>《配慮して欲しいこと》</p> <p>初めての所で緊張していると、コップやボトルに入っている飲み物を全部なくそうとする衝動に駆られやすいため、醤油さしも本人の目や手の届かない所に置くように気をつけてください</p>		



JIS:401010 トイレ

2. 排泄について

	介助	周期
小便	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 (和式・洋式)	必要な時は自分で行きますが、初めての場所で緊張感を持つと頻尿になる傾向があります
大便	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 (和式・洋式)	1日に1回(朝食後)
トイレのサイン	回りを気にせずにズボンを下ろしてしまいます	
<p>《配慮して欲しいこと》</p> <p>和式で床に座り込んでしまうため、なるべく、洋式のトイレを見つけてあげてください</p>		



JIS:203019 起きる



JIS:203020 脱ぐ

3. 着替えについて

	介助 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無
着る	自分で出来ますが、他の事に気をとられやすいため、声かけで促してください
	介助 <input type="checkbox"/> 有・無
脱ぐ	脱ぐ時には自分でサッサと脱ぎます
《配慮して欲しいこと》 水に濡れたりすると、人が居ても脱ぎたがるので、トイレ等の見えない所で着替えるように説明してください	



JIS:203014 風呂に入る

4. 入浴について

介助	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
体洗い	自分で擦れるのですが、丁寧には出来ないなので、隣で体の部位と、いくつ擦るか数を数えてあげてください
介助	<input type="checkbox"/> 有・無
頭洗い	自分で洗えるのですが、丁寧ではありません
《配慮して欲しいこと》 頭から洗い流しても大丈夫ですが、突然のことには弱いので、必ず「次は頭にかけるよ」と声をかけてから流すようにしてください	



JIS:405010 歯磨き

5. 歯磨きについて

介助	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
《配慮して欲しいこと》 自分で出来るのですが、丁寧に出来ないなので、隣で部位や数を数える等の声かけをしてあげてください	



JIS:203011 寝る

6. 就寝について

《配慮して欲しいこと》 慣れないところでは、寝つきが悪く、暑いところも苦手です	
--	--



JIS:203010 起きる

7. 起床時の様子

《配慮して欲しいこと》 特にありません。食事を告げると自分で起きてきます	
---	--

8. 服薬について

《配慮して欲しいこと》 特に問題ありませんが、飲んだ後に錠剤が残っていないかチェックしてください	
---	--

9. 移動について

介 助	有 ・ 無
《配慮して欲しいこと》 自分で歩くことには問題ないのですが、道の途中で物にこだわったり、危険を予知できなかつたりするので、必ず独りでは歩かせないでください	

その他

学校名	担 任	所 属	連絡先

療育機関	担当者	連絡先	備考

福祉機関	担当者	連絡先	備考

医療機関	担当者	連絡先	備考

なども残しておく、参考になります。

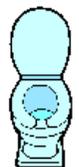
15. わたしの伝えたいこと、コミュニケーション支援ボード

コミュニケーション支援ボード
Communication support board

わたしの伝えたいこと

What I want to communicate

トイレ



Restroom

いたい



Pain

のみたい



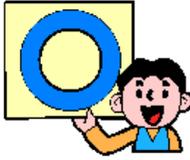
I am thirsty

たべたい



I am hungry

はい



Yes

いいえ



No

ほしい



I want it

やめて



Please stop

わからない



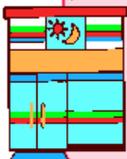
I don't understand

でんわ
してください



Please call

おみせ
お 店
Shop





レジ
A cash register



どこに?
Where?



案内所
Information desk

レストラン
Restaurant





メニュー
Menu



お水をください
Can I have water?



いくら?
How much?

えき
駅
Station





きっぷ
Ticket



のりば
Platform



出口
Exit

やくしょ
役 所
Government office





うけつけ
Reception desk



福祉課
Welfare department

けいさつ
警察
Police station





道をおしえて
Please show me the way



おとした
I lost something



たすけて
Help

びょういん
病院
Hospital





いたい
Pain



からだ
(どこ?)
Which body part?



薬はどこ?
Where is the medicine?

What is your _____?
あなたのの?



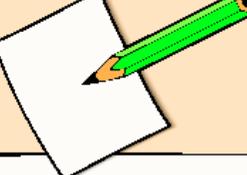
名前
Name



住所
Address



電話
Telephone number



名前 _____
住所 〒 _____
電話 _____

16 . 聞いて納得、本人発言

成人の自閉症の方に質問しました。



JIS:502012 学校

学校とは

「勉強や、家では学べないことを学ぶ場になっています。でも、なやみや不安等があっても、先生や友人等が聞いてくれなければ、学校に行きにくくなります。だから、学校に行くふりをして学校に行かない。ささいなことでカッとなって教師等に暴力をふるうなどの問題が起こると思います。」



JIS:204021 働く

仕事とは

「働くことで給料をもらう、最低限のマナーを覚えるなどが仕事です。私だって、どこに仕事に行っても、マナーが悪い、仕事のじゃまになるなどでよくおこられてました。それでも仕事に集中する。いけないことをしないなどができれば十分仕事になると思います。」



JIS:201001 好き

好きな人とは

「見かけがきれい、かっこいいというだけでなく、なやみや不安を聞いてくれる人、笑顔がいい人などが好きと思います。好きな人だったら、いても楽しいと思います。」

嫌いな人とは

「性格が暗い、人からいろいろ話されても話を聞いてくれない。人のことを考えないで自分だけよければそれでいいよと思っている人は嫌われる人になると思います。私は、みんなから好かれる人になるのでしょうか、それとも嫌われる人になるのでしょうか。みんなからきられないようにどりよくする必要があります。」



JIS:204012 会う

社会性とは

「自分でしたいことは、なんでもしようというのではなく、もう少し考える必要がある。」

望ましい支援とは

「特定の人に支援がかたよるのではなくて、まんべんなく同じ様な支援ができるとよいと思う。そのためには、支援を受けている人の特性をよく知り、それに対してどういう対応をすべきなのかを考える必要がある。」

支援者の姿勢として大切なことは

「パニックや自傷・他傷等の問題がある場合には、安易に解決しようと考えずに、まず、どうして問題行動が起こるのか、問題行動がある前はどのような状態だったのか等をしっかり考える必要がある。そのためには、本人の特性・性格等をよく知り、それにあった支援をする必要がある。職員も性格がみな違うのだから、支援のやり方が一人一人違うのは当たり前であって、本人も一人一人違うので、特性も違うのである。だから、自分の考えを他人に押し付けるのではなく、みんなで考えてしっかり行動する必要がある」

発達障がい者の芸術作品



めぶき園 塩野公彦「家族」



上田豊治「光と影と心 上田豊治 切り絵の世界/マルニ」より



JIS:204008 描く



JIS:404001 本

17. 開いてみよう、参考図書の紹介

理解のための図書

- 「自閉っ子、こういう風にはできています」著/ニキ・リンコ他 出版/花風社
- 「ふしぎだね!?自閉症のおともだち」著/内山登紀夫 出版/ミネルヴァ書房
- 「たっちゃんぼくがきらいなの」著/さとうしなお他 出版/岩崎書店
- 「オチツケオチツケこうたオチツケ」著/さとうしなお他 出版/岩崎書店
- 「怠けてなんかない ディスクレシア」著/品川裕香 出版/岩崎書店

実践のための図書

- 「軽度発達障害の心理アセスメント」著/上野一彦 出版/日本文化科学社
- 「ADHDのペアレントトレーニング」著/シリア・ウィットム 出版/明石書店
- 「自閉症とコミュニケーション」著/西村章次 出版/ミネルヴァ書房
- 「ソーシャルスキルトレーニング」著/小貫悟 出版/日本文化科学社
- 「マイソーシャルストーリーブック」著/キャロル・グレイ 出版/スペクトラム出版



JIS:402012 パソコン

漫画

- 「光とともに」著/戸部けいこ 出版/秋田書店
- 「この星のぬくもり」著/曾根富美子 出版/ぶんか社コミックス
- 「はだしの天使」著/さがわれん 出版/ぶんか社コミックス

ビデオ

- 「レインマン」主/トム・クルーズ 監/バリー・ラビンソン
- 「アイアムサム」主/ショーン・ペン 監/ジェシー・ネルソン
- 「ギルバート・グレイブ」主/ジョニー・デップ 監/ラッセ・ハルストレム
- 「マラソン」主/チョ・スンウ 監/チョン・ユンチュル
- 「学校」主/西田敏行 監/山田洋次



JIS:502008 映画館

発達障がいをもっと詳しく知りたい方へ

福祉関連書籍専門 スペース96 <http://shop.selves-net.com/space96/>
 インターネット書店 アマゾン <http://amazon.co.jp>

18 . 全国の発達障がい者支援センター 一覧(平成19年4月現在)

県名	センター名称	電話	HPアドレス
北海道	北海道発達障害者支援センター あおいそら	0138-46-0851	http://www6.ncv.ne.jp/ aoisora/
札幌市	札幌市自閉症・発達障害支援センター	011-790-1616	http://www.normanet.ne.jp/ hattatsu/index.htm
青森県	青森県発達障害者支援センター ステップ	017-777-8201	http://www16.ocn.ne.jp/ aoshien/
岩手県	岩手県発達障害者支援センター	019-624-5141	http://www8.ocn.ne.jp/ mi take/center.htm
山形県	山形県発達障害者支援センター	023-673-3314	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/ 091007/yddc.html
宮城県	宮城県発達障害者支援センター えくぼ	022-376-5306	http://www7.ocn.ne.jp/ m-keiyuu/jihe/ index/ jihei top.htm
仙台市	仙台市発達相談支援センター アーチル	022-375-0110	http://moc.istu.jp/n_town/hattatsu/index.htm
福島県	福島県発達障がい者支援センター	024-951-0352	
栃木県	栃木県発達障害者支援センター ふぉーゆう	028-623-6111	http://hattatsu.pref.tochigi.jp/index.htm
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	027-254-5380	
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	029-219-1222	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/sho fuku/titeki/jiheicenter.htm
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター まぼろは	049-239-3553	http://www10.ocn.ne.jp/ mahoroba/
千葉県	千葉県発達障害者支援センター CAS	043-227-8557	http://www5e.biglobe.ne.jp/ cas-cas/
東京都	東京都発達障害者支援センター トスカ	03-3426-2318	http://www.tosca-net.com/
神奈川県	神奈川県発達障害者支援センター かながわ A(I-S)	0465-81-0288	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/13/1356/ sienc/
横浜市	よこはま・自閉症支援室	045-949-3744	http://homepage2.nifty.com/web-jobcoach/page 013.html
新潟県	新潟県発達障害者支援センター RISE (ライズ)	025-266-7033	
石川県	石川県発達障害者支援センター パス	076-257-5551	http://www6.ocn.ne.jp/ path/
石川県	石川県発達障害者支援センター	076-238-5557	http://www.pref.ishikawa.jp/fukusi/kokoro-ho me/hattatu/top.htm
富山県	富山県発達障害者支援センター あおぞら	076-438-8415	http://www.aozora-toyama.jp/
富山県	富山県自閉症・発達障害支援センター ありそ	076-438-5694	http://www.vcnet.toyama.toyama.jp/%7Emehino/ ariso/
山梨県	山梨県発達障害者支援センター	055-254-8631	http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/sh ogai-sdn/60793809544.html
長野県	長野県自閉症・発達障害支援センター	026-227-1810	http://www.pref.nagano.jp/xeisei/withyou/
静岡県	静岡県子ども家庭相談センター 総合支援部	054-286-9038	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-810/ko domo-sogo.html
愛知県	あいち発達障害者支援センター	0568-88-0849	http://www.pref.aichi.jp/hsc/asca/
名古屋市	名古屋市自閉症・発達障害者支援 センター	052-832-6172	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/shougai/si setsu/hattatsu/
岐阜県	岐阜県発達支援センターのぞみ	058-233-5116	http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s22315/nozom i/
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター あすなる学園	059-234-6527	http://www.pref.mie.jp/SHOH0/gyousei/jiheis. htm
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター あさけ学園	0593-94-1595	

三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター れんげの里	05988-6-3911	
福井県	福井県発達障害者支援センター スクラム福井	0770-21-2346	http://scrum-fukui.com/
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター いぶき	0749-65-2191	
京都府	京都府子ども発達支援センター すてっぴ(対象年齢18歳未満)	0774-64-6141	
京都市	京都市発達障害者支援センター かがやき	075-841-0375	http://www17.plala.or.jp/kyotokagayaki/
大阪府	大阪府発達障害者支援センター アクトおおさか	06-6100-3003	http://homepage3.nifty.com/actosaka/
大阪市	大阪市発達障害者支援センター エルムおおさか	06-6797-6931	http://www16.ocn.ne.jp/ hattatsu/
奈良県	奈良県発達障害者支援センター でいあ	0742-62-7746	http://www5.kcn.ne.jp/ deardeer/
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター ポラリス	073-413-3200	http://www.eonet.ne.jp/ aitoku/polaris/polar is.htm
兵庫県	ひょうご自閉症・発達障害者支援 センタークローバー	0792-54-3601	http://homepage3.nifty.com/auc-clover/
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	086-275-9277	http://www.jidouin.jp/ asdshien/
鳥取県	鳥取県自閉症・発達障害支援センター エール	0858-22-7207	http://www.pref.tottori.jp/shougai/hukushi/ye ll
島根県	島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ	0853-43-2252	http://www.futabaen.or.jp/senta1.htm
島根県	島根県西部発達障害者支援センター ウィンド	0855-23-0208	http://www.iwami-wind.org/
広島県	広島県発達障害者支援センター	082-497-0131	http://www18.ocn.ne.jp/ h-scdd/
広島市	広島市発達障害者支援センター	082-568-7328	http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/00 0000000000/1127216504633/index.html
山口県	山口県自閉症・発達障害支援センター	083-929-5012	http://ynet.gr.jp/hiraki/center/
徳島県	徳島県発達障害者支援センター	088-642-4000	http://our.pref.tokushima.jp/hattatsu/oshira se.php?s=6&b=5278&i=16
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	088-844-1247	
福岡県	福岡県発達障害者支援センター ゆう・もあ	0974-46-9505	
北九州市	北九州市自閉症・発達障害支援 センター つばさ	093-922-5523	http://www.tsubasa.kitaq-src.jp/
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター 結	0942-81-5728	http://www.kumin.ne.jp/shienyui/
長崎県	長崎県発達障害者支援センター しおさい	0957-22-1802	http://www.pref.nagasaki.jp/shiosai/
熊本県	熊本県発達障害者支援センター	096-293-8189	http://www7.ocn.ne.jp/ sanki/shien/
大分県	大分県発達障がい者支援センター イコール	097-586-8080	http://www.moeginosato.net
宮崎県	宮崎県発達障害者支援センター	0985-85-7660	http://www.m-sj.or.jp/h-center/index.cgi
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	099-264-3720	

*平成19年4月現在56ヶ所(今後、全国で合計60ヶ所を配置する予定)

19. みんなのための、『発達障害者支援法』

「発達障害者支援法」 施行日：平成17年4月1日（平成十七年法律第百六十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条 第四条）
- 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（第五条 第十三条）
- 第三章 発達障害者支援センター等（第十四条 第十九条）
- 第四章 補則（第二十条 第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

（教育）

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

（放課後児童健全育成事業の利用）

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

（就労の支援）

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

（地域での生活支援）

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

（権利擁護）

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

（発達障害者の家族への支援）

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

（発達障害者支援センター等）

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以

下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（秘密保持義務）

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

（報告の徴収等）

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

（専門的な医療機関の確保等）

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

理 由

発達障害者をめぐる状況にかんがみ、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「発達障害者支援法施行令」 施行日：平成 17 年 4 月 1 日（政令第百五十号）

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項、第十四条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

(法第十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。

(大都市等の特例)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十六の二に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。
第七十四条の三十六の二第一項中「（昭和二十五年政令第百五十五号）」の下に「並びに発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）」を加え、「同法第十九条の七」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の七」に改め、「停止の命令」の下に「並びに発達障害者支援法第十条第二項の規定による就労のための準備に係る措置」を加え、「同法及び同令」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同令並びに発達障害者支援法」に改め、同条第五項中「第十条の二第二項」の下に「並びに発達障害者支援法第五条第五項」を加える。

20 . イコールからのメッセージ

イコールの専門性とは？

私たちは、本物の支援を行うためには先見性を持つこと、つまり、先の見通しを持つことが最も大切であると考えています。「本人の将来の姿を想定した上で、今、どんな支援が必要であるのか」、「1年、10年、30年後に向けて準備しておくべきことは何なのか」。このようにライフステージを見通した視点を持ちながら、これまで関わってきた多くの事例を交えてアドバイスさせていただくことが私たちの仕事です。みなさんの「今」だけでなく、「これから」にも悩みや不安がありましたらイコールまでご相談ください。

イコールからのお願い

発達障がいのある人は、物事の持続や文字とか数学の概念認識、人とのコミュニケーションなどを苦手としているため、日常生活の中で、いろいろな困難に遭遇しています。また、私たちとは感じ方や認識の仕方に違いがあるために理解できにくい行動をしてしまう事も多々あるわけです。しかし、それは彼らが困っている時のサインでもあるため、周りに、その気持ちを理解しながら支援する人が居れば、安心して能力を発揮しながら生活することができます。むしろ、逆に、普通の見方をしながら生活している私たちには思いもつかない、素晴らしい想像物や理論を生み出す可能性を彼らは秘めており、私たちは、そういった恩恵を受けながら生活をしていることも少なくはありません。例えば、エジソンとか、モーツァルトやアインシュタイン等、歴史上の数々の天才と言われている人には発達障がいの特性が確認されています。坂本竜馬も、今の時代であれば、発達障がいの診断を受けているかもしれません。こういった歴史から私たちが学べることは、彼らの周りには本人を理解し、可能性を引き出し、伸ばしていった人物が必ず傍に居たということです。みなさんも彼らの人間性に触れてみてください。普通の見方に捉われない彼らは、とても魅力のある人ばかりです。そして、彼らとの良好な人間関係を築いていきましょう。何故なら、それが必ず人類の大きな財産となっていくからです。

参考文献：みんなとはちがった人たち 自閉症の英雄のこと スペクトラム出版
ジェニファー・エルダー(著, イラスト), マーク・トーマス (イラスト), 牧野 恵 (翻訳)



JIS:504009 地球



JIS:601006 後

発達障がい者支援ガイド

執筆・企画・編集：五十嵐猛 佐藤任孝 田中秀征 久保平恵子
(大分県発達障がい者支援センター イコール)

表紙イラスト：矢野哲也

協力：日本自閉症協会大分県支部

大分県発達障がい者支援センター連絡協議会
社会福祉法人萌葱の郷

発行日：2006年5月 第1版発行 2007年5月 改訂版発行

発行者：大分県発達障がい者支援センター イコール

〒879-7304 大分県豊後大野市犬飼町大寒 2149-1

TEL：097-586-8080 FAX：097-586-8071

HP：http://moeginosato.net (ダウンロード可能)

E-mail：info@moeginosato.net